

第101回滋賀県入札監視委員会 会議録（要旨）

日 時	令和7年7月7日（月） 10：30～12：00
場 所	県庁危機管理センター 1階 災害対策室1
出席委員	小林委員長、北谷委員、須藤委員、福谷委員

結果

- ・再苦情申立ては認められない。
- ・成績評定は適正である。

議題（1）契約違反に対する注意にかかる再苦情申立ての審議について

事務局 委員	（概要説明） 設計図書に示す以外の部分を発注者の了解なく、受注者が施工したということだが、施工箇所を誤ってしまったのか？
発注機関	記録は残っていないが、当初現場代理人からは誤って撤去したと聞いた。ただし、申立の文面では誤ったという表記はなく、必要だと考えたから施工したと主張されている。発注者としては、当該箇所の施工は必要ないと判断しており、図面でも工事の対象外であることは明確に示している。
委員	通常であれば追加工事については、事前に発注者と受注者で協議の上で施工するものだが今回は事前協議がなかったということか？
発注機関 委員	事前の協議はなかった。 誤って撤去してしまったということなら、通常は受注者負担で原状復旧を行うべきである。原状復旧は問題なく施工されたのか？
発注機関	原状復旧はされている。しかし、復旧方法を示してから施工するように指示していたのだが従われなかった。こちらが想定していた復旧方法よりも過剰な復旧となっており、それに要した費用を請求されている。原状復旧に要した費用については、変更契約の対象にはならず支払いはできないと伝えたところ納得されなかった。その結果、工事の完了届を提出されず、さらに工事目的物引き渡しもされなかった。
委員	受注者の真意は不明だが、設計図書に示されていない部分を発注者の指示なく施工していることは事実であり、これは契約違反に当たる。また、完了届を提出しなかったこと、完了検査後に工事目的物引き渡しの申し出を行わなかったことに加え、当該目的物の引き渡しを請負代金の支払い完了と同時にを行うよう

	<p>に発注者が請求したにもかかわらず、請求に応じなかったことについても同様に契約違反といえる。</p> <p>よって、県が行った契約違反に対する文書注意は妥当であり、再苦情は認められないと判断してよいか？（各委員了承）</p>
--	--

議題（２）請負工事成績評定点にかかる再説明の審議について

事務局	<p>（概要説明）</p> <p>受注者が自己採点で８６点であると主張しているが、根拠はあるのか？</p> <p>受注者からの説明請求には、８６点とする理由が示されていない。当初通知した６５点は請負工事成績評定実施要領に基づき、各評価項目において適切に評価をした。当初の６５点を通知した時点では受注者から説明請求はなかった。</p> <p>議題１の文書注意を妥当とするのであれば、法令遵守に係る項目を８点減点とすることも要領に定められた措置であるため当然妥当といえる。</p> <p>県が受注者に対して行った工事成績評定は、要領に基づき適正に行われていると判断してよいか？（各委員了承）</p>
委員	
発注機関	
委員	